

2026年7月1日

東京労働局局長 増田 嗣郎 殿

東京春闘共闘会議 代表 矢吹義則
東京地方労働組合評議会 議長 矢吹義則
東京都豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 6 階

『最低賃金の大幅引上げ、時給 2000円の実現』、

東京最低賃金審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書

要請趣旨

日頃より労働者の権利を守るため、労働行政の推進とご奮闘に感謝申し上げます。今年度の最低賃金額改定を論議する中央最低賃金審議会が6月26日に始まりました。

物価の上昇や光熱費の高騰が続く中、総務省が6月5日発表した4月の家計調査によると、1世帯(2人以上)当たりの消費支出は32万8969円と、物価変動の影響を除いた実質で前年同月比0.5%減少しました。マイナスは5カ月連続となり、電気・ガスの使用量が減ったほか、食料品の節約志向が高まりました。東京都は物価高支援策として、「東京アプリ」を通じて1万1000円相当のポイントを支給、都内自治体も3000円～1万円の給付を行っています。しかし、暮らしの改善には程遠いのが実情です。教育費の高騰も子育て世帯には重くのしかかっています。行政も様々な支援策を講じていますが根本的な改善にはつながっていません。

さて、私たち組合が行った「2025年版最低生計費試算調査(組合員3400人分)」では、北区男性20代単身者モデルケースで最低生計費(月額・税込み)は、28万5034円、月150時間換算で1900円となりました。同様に杉並区では1964円、世田谷区1954円、いずれの区でも1900円を超えました。東京の最賃1226円とは約700円もの大きな開きがあり、「健康で文化的な最低限度の生活を営むこと」が危機に瀕しています。

政府統計によると、東京における最賃引上げの影響率は17.6%、東京でも多くの労働者が最賃近傍で就労していることを示しています。最賃は非正規労働者に限ったものではありません。正規、再雇用者問わず、多く産業で最低賃金が給与体系の土台となっています。労働組合の組織率が16.0%に低下し、中小企業では労働組合がないのが普通です。「昇給」制度がない事業場も数多くあります。その中で最低賃金引上げが唯一の『昇給』となっている実態は見逃す訳にはいきません。民間調査機関によれば、物価高、販売不振による企業倒産が増加しています。暮らしを改善し、経済を好循環させるには最低賃金大幅引上げが必要です。

政府は2025骨太方針の中で「賃上げこそが成長戦略の要」とし、物価上昇を上回る賃上げ支援に政策を総動員するとしています。そこで貴局に対し、下記の要請事項の実現にご尽力をお願いし要請するものです。

要請項目

1. 東京の最低賃金 2000 円の早期実現と賃上げ促進に向けた取り組み強化について

- ① 東京労働局、東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」）として、東京で早期に時給 2000 円を実現されたい。
- ② 最低賃金法では地域別最低賃金の決定要件に「地域における労働者の生計費」を明示しています。東京都人事委員会や特別区人事委員会は賃上げの「生計費」資料を提示していますが、都民生活実態とはかい離したものとなっており、しばしば論議の的となっています。東京最低賃金審議会における審議資料となる「生計費」について、貴局が独自に「生計費調査」を行われたい。

2. 最低賃金法の発効日について

最低賃金法の生存権保障の観点から最低賃金決定後、従前どおり発効日を最短とされたい。

3. 審議会の運営について

- ①東京で暮らす最低賃金ラインの労働者の生活実態について、最賃審議会で直接意見陳述を行なわれたい。
- ②最低賃金改定の影響率が高まる中で多くの都民・就労者が審議会を傍聴できるように、今年度の審議会の開催スケジュール、日時と開催会場を出来るだけ早く明らかにされたい。また、傍聴申し込みもネットで出来るようにし、傍聴者数を大幅に増やし、ネット配信も検討されたい。
- ③本審及び専門部会を全面公開されたい。また、専門部会の議事録を公開されたい。
- ④全国の地方最賃審議会での意見陳述の実施や公開状況、欧米や諸外国における最低賃金の動向を資料提供されたい。また、東京地方労働組合評議会、東京春闘共闘会議で用意する最低生計費調査などの資料についても審議会でも討議材料とされたい。

4. 審議会委員の委嘱について

東京地方最低賃金審議委員に推薦者（東京地方労働組合評議会、東京春闘共闘会議からの推薦者含む）については、選考経過（応募総数や所属労働組合等の結果報告、応募者等に対する選考結果の通知）を明らかにするとともに、選任基準となる基発 545 号（1961 年 6 月 15 日付け）に基づき公正に選出されたい。

5. 令和 8 年度地方労働行政運営方針について

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房及び公正取引委員会）」の事業主等に対する周知状況、並びに企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提示されたい

6. 労働行政の人員増員について

働くものの権利を守り、行き届いた労働行政を実施するため、局や監督署の人員を増員されたい。

以 上